

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 1 |
|----------------|---|------|---|
| 契約件名 | 光市情報通信ケーブル移設業務（上雨桑11号他6本） | | |
| 契約の相手方の所在地及び名称 | 山口県周南市鼓海二丁目118番75 株式会社中電工山口東部支社 | | |
| 契約金額 | 704,000円 | | |
| 契約締結日 | 令和5年8月21日 | | |
| 契約期間 | 令和5年8月21日から令和5年12月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、光市の地域イントラに関する通信の状態を良好に維持するため、光ファイバーケーブルの移設を行うものである。</p> <p>上記の者と本市は、通信設備保守業務委託契約を締結しており、本市の通信設備の内容を把握していない他者では、業務の履行ができないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 情報・DX推進課 | | |
| 備考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 2 |
|--------------------------------|---|------|---|
| 契 約 件 名 | 防災指令拠点建設に伴う光ファイバーケーブル移設業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 山口県周南市鼓海二丁目118番75 株式会社中電工山口東部支社 | | |
| 契 約 金 額 | 9,350,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月22日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月22日から令和6年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、防災指令拠点と各施設を結ぶ光ファイバーケーブル（専用回線）を移設するものである。</p> <p>上記の者が本市の光ファイバーケーブルの敷設をしており、既存通信設備と密接不可分の関係にあるため、他者に施工させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあることから、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 情報・DX推進課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 3 |
|--------------------------------|--|------|---|
| 契 約 件 名 | やまぐち電子申請システム市職員向け手続作成研修 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 北海道札幌市中央区北一条西六丁目1番地2 株式会社HARP | | |
| 契 約 金 額 | 685,300円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月4日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月4日から令和5年9月30日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、本市が行政手続の電子申請のために導入しているやまぐち電子申請サービスについて、職員を対象にシステムへの理解を深め、各自で手続フォームを作成できるようにすることを目的とした研修を実施するものである。</p> <p>同サービスは、上記の者が開発、所有及び提供しているサービスであり、他者では、サービスの詳細や操作に関する細やかな研修が不可能であるため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 情報・DX推進課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 4 |
|----------------|--|------|---|
| 契約件名 | 基幹系クライアント仮想デスクトップ用ウイルス対策ソフトウェア更新業務 | | |
| 契約の相手方の所在地及び名称 | 広島県広島市中区八丁堀3番33号 株式会社日立ソリューションズ西日本 | | |
| 契約金額 | 576,840円 | | |
| 契約締結日 | 令和5年9月22日 | | |
| 契約期間 | 令和5年9月22日から令和5年9月30日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、本市の情報機器のセキュリティを確保し、円滑な運用及び良好な状態を維持するものである。</p> <p>上記の者が当該基幹系システム（住民記録、税、住民福祉等）の導入及び設定を行っており、他者ではシステムの調整、障害時の速やかな対応ができない。また、当該システムソフトウェアの設定等の内容を把握していない他者では業務の履行ができないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 情報・DX推進課 | | |
| 備考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 5 |
|----------------|---|------|---|
| 契約件名 | 基幹系クライアント仮想デスクトップ機器（H30導入分）SEサポート保守業務 | | |
| 契約の相手方の所在地及び名称 | 広島県広島市中区八丁堀3番33号 株式会社日立ソリューションズ西日本 | | |
| 契約金額 | 1,100,000円 | | |
| 契約締結日 | 令和5年9月29日 | | |
| 契約期間 | 令和5年10月1日から令和6年2月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、基幹系クライアント仮想デスクトップ機器（H30導入分）のSEサポートを受けることで円滑かつ良好な状態を維持するものである。</p> <p>上記の者が当該システムの導入及び設定を行っており、他者ではシステムの調整、障害時の速やかな対応ができない。また、当該システムソフトウェアの設定等の内容を把握していない他者では業務の履行ができないため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 情報・DX推進課 | | |
| 備考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 6 |
|----------------|---|------|---|
| 契約件名 | 基幹系クライアント仮想デスクトップ機器（H30導入分）ハードウェア保守業務 | | |
| 契約の相手方の所在地及び名称 | 広島県広島市中区八丁堀3番33号 株式会社日立ソリューションズ西日本 | | |
| 契約金額 | 4,372,500円 | | |
| 契約締結日 | 令和5年9月29日 | | |
| 契約期間 | 令和5年10月1日から令和6年2月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、基幹系クライアント仮想デスクトップ機器（H30導入分）のハードウェア保守及び供給部品を確保することで円滑かつ良好な状態の維持に寄与するものである。</p> <p>上記の者が当該システムの導入及び設定を行っており、他者ではシステムの調整、障害時の速やかな対応ができない。また、当該システムソフトウェアの設定等の内容を把握していない他者では業務の履行ができないため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 情報・DX推進課 | | |
| 備考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 7 |
|--------------------------------|--|------|---|
| 契 約 件 名 | 本庁舎地下排水槽等の清掃及び産業廃棄物（汚泥）収集運搬業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市浅江七丁目15番10号 光環境整備株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 2,117,830円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月5日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月5日から令和6年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本件は、本庁舎における地下排水槽等の清掃及び産業廃棄物（汚泥）収集運搬業務を委託するものである。</p> <p>本業務は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく「光市合理化事業計画」の中で、上記の者に対する支援業務として位置付けられているため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 8 |
|--------------------------------|--|------|---|
| 契 約 件 名 | 全国瞬時警報システム受信アンテナ設置工事 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 広島県広島市南区段原南一丁目3番53号 扶桑電通株式会社中国支店 | | |
| 契 約 金 額 | 2,970,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月26日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月27日から令和6年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本工事は、現在、山口県防災行政無線衛星系と受信設備を共用している全国瞬時警報システムの衛星受信について、今後も受信設備を共有した場合、システムの安定稼働が損なわれるおそれがあることから、専用の受信アンテナを新設するものである。</p> <p>全国瞬時警報システムは、国からの国民保護情報や気象庁からの緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を通じて受信し、防災行政無線を自動起動することにより、市民等に伝達するシステムであり、確実かつ安定的な運用が求められるものである。</p> <p>上記の者は、全国瞬時警報システム受信装置本体及び自動起動装置の施工業者であるとともに、整備後から現在まで保守点検業務を委託している業者であり、本市のシステムの詳細を熟知している唯一の者であることから、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 防災危機管理課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 9 |
|--------------------------------|--|------|---|
| 契 約 件 名 | 県防災行政無線設備（衛星系）移設工事 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 山口県山口市小郡高砂町1番8号 NECネッツエスアイ株式会社山口営業所 | | |
| 契 約 金 額 | 12,540,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月27日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月28日から令和6年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本工事は、防災指令拠点施設の新設に伴い、災害時における県と県内市町間の災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として設置している県防災行政無線設備（衛星系）を本庁舎から移設するものである。</p> <p>設備の移設に当たっては、設置業者でなければ工事の適正履行が不可能であることから、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 防災危機管理課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 10 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度光市特定健康診査（集団）業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 山口市吉敷下東三丁目1番1号 公益財団法人山口県予防保健協会 | | |
| 契 約 金 額 | 919,347円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月20日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月1日から令和6年1月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、光市国民健康保険第2期データヘルス計画兼第3期特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）による生活習慣病の予防及び改善を図るため、特定健康診査等を集団方式で行うものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、本業務とがん検診の集団健診を同日開催し、がん検診の集団健診に従事する医師を特定健診と兼務させることにより、被保険者の利便性の向上が図られることから、今年度がん検診の集団健診を実施する上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 市民課 | | |
| 備 考 | 単価契約 基本項目検査7,590円/件、他5項目 | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 11 |
|----------------|---|------|----|
| 契約件名 | 光市マイナンバーカード申請支援事務委託 | | |
| 契約の相手方の所在地及び名称 | 広島県広島市中区白島町19番8号 日本郵便株式会社中国支社 | | |
| 契約金額 | 1,685,000円（予定額） | | |
| 契約締結日 | 令和5年8月22日 | | |
| 契約期間 | 令和5年8月22日から令和6年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本件は、マイナンバーカードの取得促進を目的として、マイナンバーカードの申請支援に関する事務を郵便局に委託するものである。</p> <p>マイナンバーカードの取得促進に当たっては、申請機会をより多く確保する必要があるため、国が推進する郵便局の活用は、市内に複数の事業拠点を持ち、地域住民との接点が多い郵便局の特性から本市においても効果的であるため随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 市民課 | | |
| 備考 | 単価契約（一部） 従量費 1,145円（税別）／件 | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 12 |
|----------------|--|------|----|
| 契約件名 | 牛島飲料水供給施設 令和5年7月1日落雷に係る修繕 | | |
| 契約の相手方の所在地及び名称 | 東京都港区海岸一丁目9番1号 日鉄環境株式会社 | | |
| 契約金額 | 3,019,500円 | | |
| 契約締結日 | 令和5年8月25日 | | |
| 契約期間 | 令和5年8月25日から令和5年9月30日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本件は、牛島飲料水供給施設内にある制御盤等が落雷により故障したため、修繕を行うものである。</p> <p>上記の者は、制御盤を設置した業者であり、施設整備及び運転制御システムの詳細を熟知し、かつ、迅速な対応が可能な唯一の者であるため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 生活安全課 | | |
| 備考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 13 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 床置エアコン | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市室積四丁目10番5号 株式会社タムラ商事 | | |
| 契 約 金 額 | 968,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月4日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月4日から令和5年9月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本件は、浅江コミュニティセンター2階講義室のエアコンが故障し、修理不能となったため、新たにエアコンを購入するものである。</p> <p>物品の調達に当たっては、本居室は、地域住民等が市民活動で利用するだけでなく、災害時には避難所として使用するため、施設利用者や避難者の体調管理の観点から早急な対応が必要であり、入札に付するいとまがないことから、市内業者で当該物品の納入実績があり、早期対応が可能な上記業者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 地域づくり推進課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 14 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 室積コミュニティセンターエアコン修繕 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市光井二丁目4番5号 株式会社三電 | | |
| 契 約 金 額 | 579,700円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月26日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月26日から令和5年10月20日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本件は、室積コミュニティセンター和室のエアコンが故障したため修繕を行うものである。</p> <p>修繕に当たっては、本居室は、地域住民等が市民活動で利用するだけでなく、災害時には避難所として使用するため、施設利用者や避難者の体調管理の観点から早急な対応が必要であり、入札に付するいとまがないことから、本施設建設時の空調機器工事業者で施設配電設備等に精通し、建設後の当該エアコン修繕の実績があり、早期対応が可能な上記業者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 地域づくり推進課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 15 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 生活保護管理システム改修（令和5年10月生活保護基準改定）対応業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 広島県広島市中区八丁堀3番33号 株式会社日立ソリューションズ西日本 | | |
| 契 約 金 額 | 583,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月1日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月1日から令和5年9月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、令和5年10月に施行される生活保護基準の改定に対応するために、生活保護管理システムの改修を実施するものである。</p> <p>本業務の実施に当たって上記の者は、現在使用している生活保護管理システムの開発業者であり、他者に業務を履行させた場合、今後実施するシステム改修等による障害等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあるため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 福祉総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 16 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 光市長寿者祝品支給業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市光井二丁目2番1号 社会福祉法人光市社会福祉協議会 | | |
| 契 約 金 額 | 3,190,600円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月1日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月1日から令和5年12月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本事業は、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的として祝品を支給するものである。</p> <p>上記の者は、光市長寿者祝品実施要綱に委託先として規定された者であり、祝品を円滑かつ確実に受給者に配布するための体制が確保されているため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 高齢者支援課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 17 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 敬老行事实施委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市室積一丁目6番1号 室積地区社会福祉協議会 | | |
| 契 約 金 額 | 1,763,450円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月7日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日を中心として、本市に居住する70歳以上（昭和28年12月31日以前生）の方々に敬老の意を表し長寿を祝うため、その趣旨に沿う関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進に努めるものである。</p> <p>上記の者は、地域において高齢者等を対象とした各種行事の運営に精通し、かつ、本行事の開催実績も豊富であることから最も効果的かつ効率的な実施が可能であり、また、実施目的が競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 高齢者支援課 | | |
| 備 考 | 単価契約 650円／人 | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 18 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 敬老行事実施委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市光井四丁目28番1号 光井地区社会福祉協議会 | | |
| 契 約 金 額 | 1,242,150円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月7日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日を中心として、本市に居住する70歳以上（昭和28年12月31日以前生）の方々に敬老の意を表し長寿を祝うため、その趣旨に沿う関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進に努めるものである。</p> <p>上記の者は、地域において高齢者等を対象とした各種行事の運営に精通し、かつ、本行事の開催実績も豊富であることから最も効果的かつ効率的な実施が可能であり、また、実施目的が競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 高齢者支援課 | | |
| 備 考 | 単価契約 650円/人（税込み） | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 19 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 敬老行事实施委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市島田四丁目13番15号 島田小学校区社会福祉協議会 | | |
| 契 約 金 額 | 756,600円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月7日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日を中心として、本市に居住する70歳以上（昭和28年12月31日以前生）の方々に敬老の意を表し長寿を祝うため、その趣旨に沿う関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進に努めるものである。</p> <p>上記の者は、地域において高齢者等を対象とした各種行事の運営に精通し、かつ、本行事の開催実績も豊富であることから最も効果的かつ効率的な実施が可能であり、また、実施目的が競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 高齢者支援課 | | |
| 備 考 | 単価契約 650円/人（税込み） | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 20 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 敬老行事実施委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市浅江三丁目18番11号 浅江地区社会福祉協議会 | | |
| 契 約 金 額 | 2,771,600円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月7日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日を中心として、本市に居住する70歳以上（昭和28年12月31日以前生）の方々に敬老の意を表し長寿を祝うため、その趣旨に沿う関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進に努めるものである。</p> <p>上記の者は、地域において高齢者等を対象とした各種行事の運営に精通し、かつ、本行事の開催実績も豊富であることから最も効果的かつ効率的な実施が可能であり、また、実施目的が競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 高齢者支援課 | | |
| 備 考 | 単価契約 650円/人（税込み） | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 21 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 敬老行事実施委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市三井六丁目3番1号 三井地区社会福祉協議会 | | |
| 契 約 金 額 | 830,700円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月7日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日を中心として、本市に居住する70歳以上（昭和28年12月31日以前生）の方々に敬老の意を表し長寿を祝うため、その趣旨に沿う関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進に努めるものである。</p> <p>上記の者は、地域において高齢者等を対象とした各種行事の運営に精通し、かつ、本行事の開催実績も豊富であることから最も効果的かつ効率的な実施が可能であり、また、実施目的が競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 高齢者支援課 | | |
| 備 考 | 単価契約 650円/人（税込み） | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 22 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 敬老行事実施委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市大字岩田2483番1号 岩田・三輪地区社会福祉協議会 | | |
| 契 約 金 額 | 1,145,300円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月7日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日を中心として、本市に居住する70歳以上（昭和28年12月31日以前生）の方々に敬老の意を表し長寿を祝うため、その趣旨に沿う関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進に努めるものである。</p> <p>上記の者は、地域において高齢者等を対象とした各種行事の運営に精通し、かつ、本行事の開催実績も豊富であることから最も効果的かつ効率的な実施が可能であり、また、実施目的が競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 高齢者支援課 | | |
| 備 考 | 単価契約 650円/人（税込み） | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 23 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 広域予防接種（B類疾病インフルエンザ）業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 山口市吉敷下東三丁目1番1号 一般社団法人山口県医師会 | | |
| 契 約 金 額 | 42,262,500円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月21日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年10月1日から令和6年2月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、予防接種法等の規定により、高齢者のインフルエンザ感染や重症化を防ぐことを目的に実施するものである。</p> <p>業務の実施に当たっては、予防接種実施体制を確保するために市外かかりつけ医による接種も可能となるよう、山口県医師会及び山口県医師会以外の医療機関と契約を締結しようとするものであり、予防接種に要する単価が統一単価となっていることから、競争入札には適さないため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 健康増進課 | | |
| 備 考 | 単価契約 一般3,460円、生活保護受給者4,950円、予診のみ1,375円 | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 24 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 新型コロナワクチン令和5年秋開始接種に係る印刷業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市光井一丁目15番20号 中村印刷株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 1,719,740円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月21日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月21日から令和5年12月20日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、国が定める「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」に従い、令和5年9月20日から始まる新型コロナワクチン令和5年秋開始接種を受ける際に必要となる印刷物一式を緊急的に調達するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、まとまった印刷物を早期に用意する必要があることから、本業務受託実績があり、速やかな対応が可能な上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 25 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 新型コロナワクチン令和5年秋開始接種に係る封入封緘業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市光井一丁目15番20号 中村印刷株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 660,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月1日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月1日から令和5年12月20日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、国が定める「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」に従い、市民が速やかに新型コロナワクチン令和5年秋開始接種を行えるよう、予防接種を受ける際に必要となる接種券等の必要書類一式が封入封緘された郵送物を緊急的に調達するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、接種券当必要書類の印刷を上記業者にて行っており、封入封緘業務が早期かつ円滑に遂行されるために最も適した業者であることから、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 26 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度災害復旧測量設計業務（第4工区） | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 柳井市新庄367番地 有限会社岡山測量 | | |
| 契 約 金 額 | 3,256,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、令和5年6月30日～7月1日発生梅雨前線豪雨により被災した農業用施設を早期に復旧するため、被災箇所の測量及び設計を行うものである。</p> <p>農地は甚大な被害を受けており、災害復旧工事による緊急対応を行わなければ、営農活動が停止し、市民の生命・財産に多大な影響が及ぶこととなることから、災害復旧工事の実施を前提とした本業務の緊急的かつ効率的な実施が不可欠であり、競争入札の手続きを行ういとまがないことから、本業務の履行が可能な上記の者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを条件として随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 農林水産課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 27 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度災害復旧測量設計業務（第5工区） | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市大字富田3037番地 株式会社リクチコンサルタント周南営業所 | | |
| 契 約 金 額 | 616,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、令和5年7月7日～7月10日発生梅雨前線豪雨により被災した農地を早期に復旧するため、被災箇所の測量及び設計を行うものである。</p> <p>農地は甚大な被害を受けており、災害復旧工事による緊急対応を行わなければ、営農活動が停止し、市民の生命・財産に多大な影響が及ぶこととなることから、災害復旧工事の実施を前提とした本業務の緊急的かつ効率的な実施が不可欠であり、競争入札の手続きを行ういとまがないことから、本業務の履行が可能な上記の者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを条件として随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 農林水産課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 28 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度災害復旧測量設計業務（第6・7工区） | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市富田一丁目11番17号 株式会社水巧技術コンサルタント周南営業所 | | |
| 契 約 金 額 | 1,204,500円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、令和5年6月30日～7月1日発生梅雨前線豪雨により被災した農業用施設を早期に復旧するため、被災箇所の測量及び設計を行うものである。</p> <p>農業用施設は甚大な被害を受けており、災害復旧工事による緊急対応を行わなければ、地域の営農活動が停止し、市民の生命・財産に多大な影響が及ぶこととなることから、災害復旧工事の実施を前提とした本業務の緊急的かつ効率的な実施が不可欠であり、競争入札の手続きを行ういとまがないことから、本業務の履行が可能な上記の者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを条件として随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 農林水産課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 29 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度災害復旧測量設計業務（第8工区） | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市光ヶ丘5番1号 株式会社異設計コンサルタント | | |
| 契 約 金 額 | 550,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、令和5年6月30日～7月1日発生梅雨前線豪雨により被災した農業用施設を早期に復旧するため、被災箇所の測量及び設計を行うものである。</p> <p>農業用施設は甚大な被害を受けており、災害復旧工事による緊急対応を行わなければ、地域の営農活動が停止し、市民の生命・財産に多大な影響が及ぶこととなることから、災害復旧工事の実施を前提とした本業務の緊急的かつ効率的な実施が不可欠であり、競争入札の手続きを行ういとまがないことから、本業務の履行が可能な上記の者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを条件として随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 農林水産課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 30 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度災害復旧測量設計業務（第9工区） | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市大字富田3037番地 株式会社リクチコンサルタント周南営業所 | | |
| 契 約 金 額 | 8,514,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、令和5年7月7日～7月10日発生梅雨前線豪雨により被災した農業用施設を早期に復旧するため、被災箇所 の測量及び設計を行うものである。</p> <p>農業用施設は甚大な被害を受けており、災害復旧工事による緊急対応を行わなければ、地域の営農活動が停止し、市民 の生命・財産に多大な影響が及ぶこととなることから、災害復旧工事の実施を前提とした本業務の緊急的かつ効率的な 実施が不可欠であり、競争入札の手続きを行ういとまがないことから、本業務の履行が可能な上記の者から見積書を徴取 し、予定価格の範囲内であることを条件として随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 農林水産課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 31 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 光市ひかり応援プレミアム付商品券発行事業取扱店募集・商品券販売・換金等業務委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市島田四丁目14番15号 光商工会議所 | | |
| 契 約 金 額 | 7,500,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月24日から令和6年2月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民の負担を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、「ひかり応援プレミアム付商品券」を発行する「光市ひかり応援プレミアム付商品券発行事業」の実施に当たり、当該商品券の取扱いに参加する取扱店の募集、商品券の販売、換金等に係る業務を委託するものである。</p> <p>上記の者は、令和2年度実施の「地域経済活性化商品券発行事業」以降、毎年度実施してきた商品券発行事業の受託実績があり、また、地域経済団体として、会員事業所だけでなく、会員以外の事業所についても多くの情報を把握しており、効果的かつ効率的に本業務の履行が見込める唯一の者であることから、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 商工振興課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 32 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度 田布施川災害復旧測量設計業務（その2） | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 宇部市大字東須恵3897番地の2 宇部興産コンサルタント株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 957,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月26日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月27日から令和5年9月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、「令和5年6月29日～7月11日 梅雨前線豪雨」により被災した河川の災害箇所について、現地測量及び復旧のための設計を行うものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、被災箇所の増破を早急に防ぐ必要があることから、競争入札を執り行ういとまがないため、災害における測量及び災害査定資料の作成に関する経験が豊富であり、早急に対応可能な上記の者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを条件として、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 道路河川課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 33 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度 馬場1号線災害復旧測量設計業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市大字小周防1523番地1 株式会社SURDEC | | |
| 契 約 金 額 | 605,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月26日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月27日から令和5年9月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、「令和5年6月29日～7月11日 梅雨前線豪雨」により被災した道路の災害箇所について、現地測量及び復旧のための設計を行うものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、被災箇所の増破を早急に防ぐ必要があることから、競争入札を執り行ういとまがないため、災害における測量及び災害査定資料の作成に関する経験が豊富であり、早急に対応可能な上記の者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを条件として、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 道路河川課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 34 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度室積19号線他1路線災害復旧測量設計業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市大字富田3037番地 株式会社リクチコンサルタント周南営業所 | | |
| 契 約 金 額 | 3,432,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月26日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月27日から令和5年9月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、「令和5年6月29日～7月11日 梅雨前線豪雨」により被災した道路の災害箇所について、現地測量及び復旧のための設計を行うものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、被災箇所の増破を早急に防ぐ必要があることから、競争入札を執り行ういとまがないため、災害における測量及び災害査定資料の作成に関する経験が豊富であり、早急に対応可能な上記の者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを条件として、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 道路河川課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 35 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度 中村住宅中橋補修設計業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市銀南街1番地 八千代エンジニアリング株式会社山口事務所 | | |
| 契 約 金 額 | 4,180,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月8日から令和6年3月15日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、中村住宅中橋の補修に当たり、既存の補修設計の一部を見直す必要が生じたため、修正設計を行うものである。</p> <p>業務の実施に当たっては、既存の補修設計を踏まえて修正を行う必要があることから、既存の補修設計を行った者でなければ業務を確実に効果的に履行することができないため、上記の者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを条件として、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 道路河川課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 36 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 光市内支障木伐採業務委託（第1工区） | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 岩国市周東町下久原1038番地1 山口県東部森林組合 | | |
| 契 約 金 額 | 770,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月26日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月27日から令和5年10月6日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、高速道路に近接する市有地及び認定外道路に繁茂した竹林が高速道路側に倒れる危険な事案が発生したことから、同様の危険な事案が再発生する恐れが非常に高く、高速道路内での事故につながる可能性があるため、懸念される竹林の伐採を早急に進めるものである。</p> <p>今後も同様の事案が再発するおそれがあるため、早急に伐採する必要があり、競争入札に付するいとまがないことから、伐採業務の実績があり、十分な技術力を有する市内業者のうち、即時対応が可能な上記の者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを条件として随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 道路河川課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 37 |
|----------------|--|------|----|
| 契約件名 | 光スポーツ公園道路陥没復旧に伴う機械借上げ | | |
| 契約の相手方の所在地及び名称 | 光市浅江七丁目22番13号 株式会社小川商会 | | |
| 契約金額 | 792,781円 | | |
| 契約締結日 | 令和5年7月13日 | | |
| 契約期間 | 令和5年7月14日から令和5年8月4日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本件は、梅雨期の集中豪雨により、公園内の園路の一部で陥没が発生したため、危険な状況になっているため、緊急で復旧を行うものである。</p> <p>機械借上げについては、年度当初に統一単価を定めていることから、競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 都市政策課 | | |
| 備考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 38 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 大蔵池公園内流出土砂撤去に伴う機械借上げ | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市木園一丁目11番25-8号 河内土木株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 530,673円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年7月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本件は、梅雨期の集中豪雨により、公園内の法面から土砂が園路に流出し、園路の通行に支障が生じているため緊急で撤去を行うものである。</p> <p>機械借上げについては、年度当初に統一単価を定めていることから、競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 都市政策課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 39 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 冠山総合公園災害復旧測量設計業務委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市大字富田3037番地 株式会社リクチコンサルタント周南営業所 | | |
| 契 約 金 額 | 1,980,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年9月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、令和5年7月豪雨により被災した冠山総合公園の法面の測量設計を委託するものである。</p> <p>業務の実施に当たっては、被災箇所の増破を防ぐため、早急に復旧に着手する必要がある、競争入札を執り行ういとまがないことから、災害復旧事務に関する経験が豊富で、十分な知識と技術力を有し、迅速に履行可能な上記の者から見積書を徴することとし、予定価格の範囲内であることを条件に、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 都市政策課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 40 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 光つつじ苑内桜倒木処理に伴う機械借上げ | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市光井九丁目8番36号 熊谷興業株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 442,169円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年8月4日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本件は、梅雨期の集中豪雨により、公園法面の桜の木が、園路側に倒れ、危険な状況であったことから緊急で伐採を行うものである。</p> <p>機械借上げについては、年度当初に統一単価を定めていることから、競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 都市政策課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 41 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 令和5年度光市下水道台帳管理システム再構築業務委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 山口市神田町5番11号 アジア航測株式会社山口営業所 | | |
| 契 約 金 額 | 5,115,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月10日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月11日から令和6年3月29日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、下水道台帳管理システムが老朽化しているため、最新の標準仕様に準拠し、かつ、庁内統合型GISと連動したシステムに再構築するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、密接不可分の関係にある庁内統合型GISのシステム構造に精通している必要があり、庁内統合型GISの設計者で同システムを唯一熟知している上記の者でなければ本業務の円滑な履行は不可能であるため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 下水道課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 42 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 下水道オンラインシステムセットアップ業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市岡田町3番25号 株式会社アイテックス | | |
| 契 約 金 額 | 648,450円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月1日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月1日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、今年度更新を行った上下水道料金システム用パソコンに必要となるシステムを導入し、初期設定を行うものである。</p> <p>上記の者が本システムの開発を行っており、他者ではシステムの調整、障害時の速やかな対応ができない。また、当該システムの設定等の内容を把握していない他者では業務の履行ができないため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 下水道課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 43 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 光市高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市松保町7番9号 防長交通株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 910,000円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月21日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月21日から令和6年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本事業は、路線バス及びタクシーを利用する高齢者に対して、その運賃の一部若しくは全部を助成するものである。</p> <p>事業の実施に当たっては、対象者が幅広く路線バス及びタクシーを利用できる環境を構築する必要性があることから、本市を運行する複数の路線バス事業者やタクシー事業者と契約を締結しなければ本事業の目的を達成することができないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 公共交通政策課 | | |
| 備 考 | 単価契約 助成券（200円/枚）に使用枚数を乗じて 得た額 | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 44 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 光市高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 広島市南区京橋町2番24号 西日本バスネットサービス株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 560,000円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月21日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月21日から令和6年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本事業は、路線バス及びタクシーを利用する高齢者に対して、その運賃の一部若しくは全部を助成するものである。</p> <p>事業の実施に当たっては、対象者が幅広く路線バス及びタクシーを利用できる環境を構築する必要があることから、本市を運行する複数の路線バス事業者やタクシー事業者と契約を締結しなければ本事業の目的を達成することができないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 公共交通政策課 | | |
| 備 考 | 単価契約 助成券（200円/枚）に使用枚数を乗じて 得た額 | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 45 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 光市高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業委託 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 周南市児玉町二丁目7番地 周南地区タクシー協同組合 | | |
| 契 約 金 額 | 4,010,000円（予定額） | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月21日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月21日から令和6年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本事業は、路線バス及びタクシーを利用する高齢者に対して、その運賃の一部若しくは全部を助成するものである。</p> <p>事業の実施に当たっては、対象者が幅広く路線バス及びタクシーを利用できる環境を構築する必要性があることから、本市を運行する複数の路線バス事業者やタクシー事業者と契約を締結しなければ本事業の目的を達成することができないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 公共交通政策課 | | |
| 備 考 | 単価契約 助成券（200円/枚）に使用枚数を乗じて 得た額 | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 46 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 山口県統合型校務支援システム導入・運用等業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 山口県山口市小郡御幸町4番9号 山口県統合型校務支援システムNECF・JECC共同 事業体 | | |
| 契 約 金 額 | 28,878,366円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月20日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月20日から令和11年3月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、教職員の業務改善を図るため、市立小中学校の校務用端末に統合型校務支援システムを導入するためのものである。</p> <p>システムは、県・市町等の共同調達・共同利用により導入するもので、業務の性質上、システムの仕様やサポート体制、セキュリティ対策など価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があることから、県・市町等で構成する山口県統合型校務支援システム共同調達・共同利用推進協議会において公募型プロポーザルを実施した上で、上記の者を優先交渉権者として選定したことから、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 教育総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 47 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 島田小学校倉庫撤去に係る機械借上 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市浅江七丁目15番10号 光環境整備株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 779,504円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月24日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月24日から令和5年7月26日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、「令和5年6月29日から7月11日の梅雨前線豪雨」により被災した島田小学校の斜面の災害箇所について、復旧に支障となる倉庫を撤去するものである。</p> <p>機械借上げについては、年度当初に統一単価を定めていることから競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 教育総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 48 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 島田小学校崩壊地伐採作業 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 岩国市周東町下久原1038番地1 山口県東部森林組合 | | |
| 契 約 金 額 | 1,386,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月25日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月25日から令和5年7月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、島田小学校の校地内の斜面で発生した土砂崩れの復旧に当たり、土砂の撤去や測量・設計等の支障となる樹木の伐採を行うものである。</p> <p>学校施設の安全を確保するには、早急な復旧の実施が不可欠であるため、早急に対応が可能な上記の者から見積りを徴し、予定価格の範囲内であることを条件として、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 教育総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 49 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 島田小学校遊具・防球ネット等撤去に係る機械借上 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市浅江七丁目15番10号 光環境整備株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 882,794円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月28日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月28日から令和5年7月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、「令和5年6月29日から7月11日の梅雨前線豪雨」により被災した島田小学校の斜面の災害箇所について、損壊した遊具・防球ネット等を撤去するものである。</p> <p>機械借上げについては、年度当初に統一単価を定めていることから競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 教育総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 50 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 島田小学校崩落土撤去に係る機械借上 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市浅江七丁目15番10号 光環境整備株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 1,811,108円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月1日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月1日から令和5年8月7日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、「令和5年6月29日から7月11日の梅雨前線豪雨」により被災した島田小学校の斜面の災害箇所について、グラウンドに落ちた土砂等を撤去するものである。</p> <p>機械借上げについては、年度当初に統一単価を定めていることから競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 教育総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 51 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 島田小学校大型土のう設置に係る機械借上 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市浅江七丁目15番10号 光環境整備株式会社 | | |
| 契 約 金 額 | 1,942,919円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年8月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年8月7日から令和5年8月21日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、「令和5年6月29日から7月11日の梅雨前線豪雨」により被災した島田小学校の斜面の災害箇所について、大型土のうの設置により応急復旧するものである。</p> <p>機械借上げについては、年度当初に統一単価を定めていることから競争入札には適さないため、上記の者と随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 教育総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 52 |
|--------------------------------|---|------|----|
| 契 約 件 名 | 島田小学校斜面对策工事測量調査設計業務 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 光市光ヶ丘5番1号 株式会社巽設計コンサルタント | | |
| 契 約 金 額 | 12,692,900円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年9月7日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年9月7日から令和5年11月30日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、「令和5年6月29日から7月11日の梅雨前線豪雨」により被災した島田小学校の斜面の災害箇所について、現地測量・調査及び復旧のための設計を実施するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、被災箇所の増破を早急に防ぐ必要があることから、競争入札を執り行ういとまがないため、災害における測量及び災害査定資料の作成に関する経験が豊富であり、早急に対応可能な上記の者から見積りを徴し、予定価格の範囲内であることを条件として、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契約事務の担当課等 | 教育総務課 | | |
| 備 考 | | | |

随意契約締結結果概要書

| | | 整理番号 | 53 |
|--------------------------------|--|------|----|
| 契 約 件 名 | 委員会審査等録画インターネット配信機器 | | |
| 契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目6番23号 株式会社ジェイ・フィット | | |
| 契 約 金 額 | 2,310,000円 | | |
| 契 約 締 結 日 | 令和5年7月13日 | | |
| 契 約 期 間 | 令和5年7月13日から令和5年10月31日まで | | |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用 | | |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本物品は、市民にとって身近でわかりやすい、開かれた議会の実現を目指すため、委員会審査等を直接傍聴できない市民等が、インターネット環境があれば、後日、自宅等で会議内容の視聴が可能となるよう整備するものである。</p> <p>本物品の購入については、機器の構成や、操作する職員が分かり易いシステムであるか判断する必要がある、民間の高度な専門的知識やノウハウ等を用いた優れた提案を得ることが重要となることから、公募型プロポーザル方式による業者選定手続を進めてきたものであり、上記の者は、当該物品に係る業者選定委員会において本物品の納入に最も適した者として優先交渉権者に選定された者であるため、随意契約を締結するもの。</p> | | |
| 契 約 事 務 の 担 当 課 等 | 市議会事務局 | | |
| 備 考 | | | |